

2. 施設の復旧費用などの補助制度等について知りたい

(4) 仮施設整備支援事業（市町村向け助成）

熊本県において、市町村が行う仮施設（早期の事業活動再開を希望する中小企業等が入居する店舗、事務所等の集合型仮施設）の整備を、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が助成・協力します。

対象者

熊本県の市町村

※本事業は市町村を対象にした制度です。

支援内容

【助成要件】

1) 仮施設への入居要件等

- * 災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧に相当期間着手できない状況にある被災中小企業・小規模事業者
- * 具体的な入居者の要件・選定については、市町村にてご判断ください。

2) 用途・面積等

- * 店舗、事務所等：複数の被災事業者が入居する施設で、1 被災事業者 1 区画、被災前の事業場の面積又は 1 0 0 m²のいずれか低い方を上限とします。

3) 仮施設の敷地（用地）の要件

- * 原則、公共用地とします。（※民有地を市町村が借地することでも可。）

【助成対象】

次の 1) 又は 2) について、その全額を中小機構が市町村に助成します。

1) 仮施設に係る設計費・建築費

2) 仮施設に係る設計費・リース費用(利用期間を超過したリース費用は助成の対象とはなりません。)

※内装工事等の入居者負担が生じることにご注意ください。

※用地購入費・借地料は、助成の対象となりません。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 震災復興支援部 復興支援課

(電話) 03 - 5470 - 1565